

令和7年度

宇 治 市 子 育 て 世 帯

住 宅 確 保 お う え ん 事 業 補 助 金

応 募 要 領

令和7年4月

宇治市建設部住宅課

空き家対策係

1 事業の趣旨

宇治市は、子育て世帯が住宅を確保するにあたり、経済的負担の軽減、育児に関する負担の軽減、空き家の利活用および市内への移住、定住を図るため、子育て世帯等が実施する住宅のリフォームに要する経費について、予算の範囲内において補助を実施します。

2 補助対象者（申請者）

補助対象者は、次のいずれにも該当する世帯に属するものとします。

- (1) 子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、妊娠中の胎児も含める。）と親権者が属する世帯。
- (2) 住宅リフォーム契約をした世帯の子の親権者の所得の合計額が、550万円未満であること。
- (3) 住宅リフォーム契約をした世帯の子の親権者が、市税および府税の滞納がないこと。
- (4) 世帯の全員が、国または他の地方公共団体から同種の補助、およびこの要領に基づく補助を過去に受けていないこと。また、宇治市新婚世帯住宅確保おうえん事業補助金の補助を受けていないこと。（過去に宇治市新婚・子育て世帯等住宅確保おうえん事業補助金の交付を受けた場合も含む。）
- (5) 宇治市に定住を希望すること。
- (6) 暴力団又はその傘下組織でないこと。

この補助制度中の用語説明

- (1) 子育て世帯 子（平成19年（2007年）4月2日以降に生まれた者をいい、妊娠中の胎児も含む）が属する世帯をいう。
- (2) 祖父母世帯 子育て世帯に属する平成19年（2007年）4月2日以降に生まれた者（妊娠中の胎児も含む。）の祖父母が属する世帯をいう。
- (3) 三世代 親子及び子の祖父母（祖父又は祖母どちらか一方の場合を含む。）をいう。なお、子は、平成19年（2007年）4月2日以降に生まれた者をいい、妊娠中の胎児も含む。
- (4) 三世代同居 令和7年度において、子育て世帯または祖父母世帯の一方または両方が住所変更を行い、三世代が新たに同一の住宅に居住することをいう。
- (5) 三世代近居 令和7年度において、子育て世帯または祖父母世帯の一方または両方が住所変更を行ったもののうち、以下のいずれかに該当することをいう。
ア 子育て世帯と祖父母世帯が宇治市内において、それぞれの住宅の間の直線距離2km以内に居住すること。但し、住所変更前において、直線距離2km超の

距離に居住していること。

イ 住所変更前において異なる市町村に居住する子育て世帯と祖父母世帯が、宇治市内に居住すること。

- (6) 所得 給与所得者の場合は1年間の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した金額をいい、自営業者の場合は売上金額から必要経費を控除した金額をいう。

3 補助対象事業

住宅リフォーム事業

4 補助対象物件

子（妊娠中の胎児も可）の親権者が所有する物件（予定を含む）とする。但し、三世同居・近居の場合は、子の祖父母が所有（予定を含む）している物件も対象とする。

5 補助対象経費

補助対象経費は、子育て世帯の育児負担軽減を目的とした住宅のリフォーム工事に係る費用とし、以下いずれにも該当するものとします。

- ① 補助対象工事スペース：リビング、台所、浴室（脱衣所含む）、こども部屋

※補助対象工事スペースは、4箇所のうち複数でも可。

※上記補助対象工事スペース以外の工事、改修ではなく単なる設備機器の更新や老朽更新などは対象外です。（給湯器、換気扇、エアコン、照明器具等設備機器のみの設置又は更新は対象外）

- ② 補助対象経費が、20万円以上となること。
③ 令和8年3月1日までに完了する工事であること。
④ 工事の契約日が、補助金の交付決定日以降のものであること。（事前着手届を提出した場合を除く。）
⑤ 国、または市の他の補助金等を受けて行う工事ではないこと。

補助対象工事例を次ページに掲載しております。

※ 各補助対象工事スペースの補助対象工事例（下記内容は一例です。）

リビング	補助対象工事例
	➤ 増築工事
	➤ 柱等の角の面取り及びクッション設置工事
	➤ 壁や床付のドアストッパー、ドアクローザー設置工事
	➤ クッション床への改修工事
	➤ ドアや扉の指詰め防止工事
	対象外となるケース
	・クロスの張替えのみ ・和室を洋間に変更する ・収納スペースの新設および増設
台所	補助対象工事例
	➤ 壁付けキッチンを対面型キッチンへ変更
	➤ ビルトイン食器洗い機の <u>新設</u>
	対象外となるケース
	・キッチンの入れ替え ・食器洗い機の入替え ・収納スペースの新設および増設
浴室 (脱衣所 含)	補助対象工事例
	➤ 浴室・浴槽の段差解消などのバリアフリー改修工事
	➤ 浴室改修工事（スペースを広くするなど）
	➤ 浴室・脱衣所の暖房乾燥機の <u>新設</u>
	対象外となるケース
	・浴槽の入れ替え ・洗面台の入れ替え
こども部屋	補助対象工事例
	➤ 間仕切り工事
	➤ 柱等の角の面取り及びクッション設置工事
	➤ 壁や床付けのドアストッパー、ドアクローザー設置工事
	➤ クッション床への改修工事
	➤ ドアや扉の指詰め防止工事
	対象外となるケース
	・クロスの張替えのみ ・和室から洋間に変更する ・収納スペースの新設および増設

6 補助金の交付額

補助金の交付額は、補助対象経費の実支出額の2分の1の額と次の表に掲げる補助基準額を比較して、いずれか少ない方の額とします。(1,000円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てます。) また、条件に当てはまる場合は、加算があります。

	補助基準額 (上限)	①空き家加算 (一律)	②三世代同居・近居加算 (一律)
1 子世帯	10 万円	5 万円	5 万円
2 子世帯	20 万円		
3 子以上世帯	30 万円		

① 空き家加算

新たに居住する住宅が、宇治市内の区域内に所在する建築物で、概ね1年間を通して、現に使用されていない状態又はこれに類する状態にあるもの及びその敷地を活用する場合に加算します。

② 三世代同居・近居加算

新たに三世代同居・近居を始める場合に加算します。但し、過去に宇治市内において、三世代同居・近居したことがない場合のみとします。

加算例

- ・現在京都市在住の子育て世帯が宇治市に転入し、三世代近居となる⇒加算対象
- ・現在宇治市内在住の祖父母世帯の物件に、子育て世帯が転居し三世代同居となる⇒加算対象
- ・現在直線距離2km以内に住んでいる宇治市内在住の子育て世帯が、祖父母世帯の直線距離1kmの物件に転居する⇒加算対象外 (以前から三世代近居であるため)

補助例

- ・2 子世帯 対象経費：60 万円

補助額 20 万円 (上限)

- ・1 子世帯 対象経費：15 万円

補助不可 (対象経費が20万円以上でないため)

- ・子が4人の世帯 対象経費：100 万円 空き家を購入し、三世代近居となる。

補助額 補助額 30 万円 (上限) +5 万円 (空き家加算) +5 万円 (三世代近居加算)

7 募集期間

令和7年4月10日（木） から 令和7年12月26日（金）まで

但し、募集期間中においても、予算額に達した時点で募集を終了します。（先着順）

8 申請手続き

申請にあたっては、宇治市子育て世帯住宅確保おうえん事業補助金交付申請書（様式第1号）に以下の必要書類を添えて、宇治市住宅課窓口に提出してください。

（申請に関する注意点）

- 申請書類提出前に、補助制度の対象となるか必ず事前に確認してください。
- 先着順のため、郵送での提出は受け付けておりません。
- 必要書類に不足等があった場合、申請書の受理ができません。

「申請書に添付する書類」

- ア 世帯全員の住民票の写し（続柄記載のあるもの）
- イ 子の親権者の府税の納税証明書
- ウ 子の親権者の収入が確認できる課税（非課税）証明書、または所得証明書
- エ 収支予算書（様式第2号）
- オ 子の親権者の誓約書兼同意書（様式第3号）
- カ 対象住宅の位置図
- キ 母子健康手帳の写し（妊娠中の胎児がいる場合）
- ク 建物の売買契約書の写し、または登記事項証明書（建物）
- ケ 補助対象経費の額を確認できる書類（見積書の写しなど）
- コ 平面図
- サ 工事予定個所の写真
（補助金の交付決定がある前に事業に着手する場合）
- シ 宇治市子育て世帯住宅確保おうえん事業指令前着手届（様式第12号）
（三世代同居、近居の場合）
- ス 三世代であることがわかる戸籍全部事項証明書など
- セ 子の祖父母の世帯全員の住民票の写し（続柄記載のあるもの）
- ソ 子の祖父母の誓約書兼同意書（様式第3号）

（※） 宇治市住宅課のホームページから、申請書類をダウンロードできます。

9 実績報告

実績報告にあたっては、宇治市子育て世帯住宅確保おうえん事業補助金実績報告書（様式第8号）に以下の必要書類を添えて、宇治市住宅課窓口に提出してください。

「報告書に添付する書類」

- ア 収支決算書（様式第9号）
- イ 契約日および補助対象経費の額が確認できる書類（契約書の写しなど）
- ウ 補助対象経費の支払いが確認できる書類（領収書の写しなど）
- エ 世帯全員の住民票の写し（転居後、続柄記載のあるもの）
- オ 工事中、工事後の写真
- カ （交付申請時に所有予定であった場合）登記事項証明書（建物）
（三世代同居、近居の場合）
- キ 子の祖父母の世帯全員の住民票の写し（転居後）

10 補助金交付の流れ

- ① 「申請者」 ○補助金の交付申請（応募期間：令和7年12月26日まで）
↓
- ② 「宇治市」 ○補助対象の要件の確認（市税の滞納状況等）
○交付申請書等の審査
○補助金の交付決定通知あるいは不交付決定通知
↓
- ③ 「申請者」 ○各種契約の締結
○事業の実施（売買契約、リフォーム等）（令和8年3月1日まで）
○住民票の異動
○補助金の実績報告（令和8年3月31日まで）
↓
- ④ 「宇治市」 ○補助金の確定通知
↓
- ⑤ 「申請者」 ○補助金の交付請求
↓
- ⑥ 「宇治市」 ○補助金の交付

11 その他

- ・ この補助金のほかに、国または地方公共団体から、この補助金の対象工事が行われる部位に対して、補助金を受けていない物件であること。

- ・補助対象者は、補助金で整備した施設等について、減価償却資産の耐用年数等の関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数の間、適切に管理してください。
- ・補助対象者は、補助事業に係る経理を他の経理と明確に区分し、適正に行うとともに、当該経理に係る書類を、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 10 年間保管してください。
- ・補助制度利用時に宇治市に定住の意思があれば、宇治市が調査した上、やむを得ない事情と判断すれば、転出されても問題はありません。
- ・補助制度利用後、市の広報等で補助金活用の啓発にご協力いただくことがあります。

1 2 提出先・問合せ先

担当 宇治市 建設部 住宅課 空き家対策係
〒611-8501 宇治市宇治琵琶 33 番地
TEL 0774 - 21 - 0418（直通）